

「橋野鉄鉱山郷土の森保護協定」の締結について

令和7年3月28日
東北森林管理局長

令和7年3月24日付けで釜石市長と「橋野鉄鉱山郷土の森保護協定」（モデルプロジェクトの森）を締結したので協定書を公表します。

担当：森林整備部 技術普及課

橋野鉄鉱山郷土の森保護協定

東北森林管理局長（以下「甲」という。）と釜石市長（以下「乙」という。）は、下記条項のとおり協定したので、その証として本書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年3月24日

甲 住 所 秋田県秋田市中通5丁目9番16号

氏 名 東北森林管理局長 大 政 康 史



乙 住 所 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号

氏 名 釜石市長 小 野 共



（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実にこの協定を履行するものとする。

（協定の名称）

第2条 この協定は、「橋野鉄鉱山郷土の森保護協定」（以下「協定」という。）と称する。

（協定の目的）

第3条 この協定は、協定の対象区域「橋野鉄鉱山郷土の森」の設定に当たって、当該国有林野の取扱いに関して必要な事項を定め、その適正な保護管理を推進することを目的とする。

（協定の対象区域）

第4条 この協定の対象とする区域は、次のとおりとする。

場所 三陸中部森林管理署

橋野第一国有林356林班外

（別紙図面のとおり）

面積 489.67ヘクタール

(協定内容)

第5条 乙は、甲と協議の上、橋野鉄鉾山郷土の森の保護、管理及び利用に関する計画（以下「保護管理利用計画」という。）を作成する。その際、分収造林地については、分収林契約に基づいて管理されるものとする。

- 2 甲及び乙は、協定の期間中、保護管理利用計画に即して当該国有林野を取り扱うものとする。ただし、甲は、災害、病虫害の発生等により計画に即した取り扱いができないときは、乙と協議の上、適切な対策を講ずるものとする。
- 3 前項ただし書により措置した場合、乙は甲に対して補償を求めることができないものとする。

(協定の変更又は破棄)

第6条 協定の変更又は破棄の必要が生じたときは、甲及び乙が協議の上、変更又は破棄ができるものとする。

- 2 甲は、乙がこの協定事項に違反した場合、協定を解除することができるものとする。この場合において、甲は乙に事前に通知するものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の期間は、協定の対象とする区域の国有林野に係る地域管理経営計画の計画期間等を踏まえ、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの期間とする。

- 2 協定の期間は更新することができる。この場合において、協定の期間は10年以内とする。

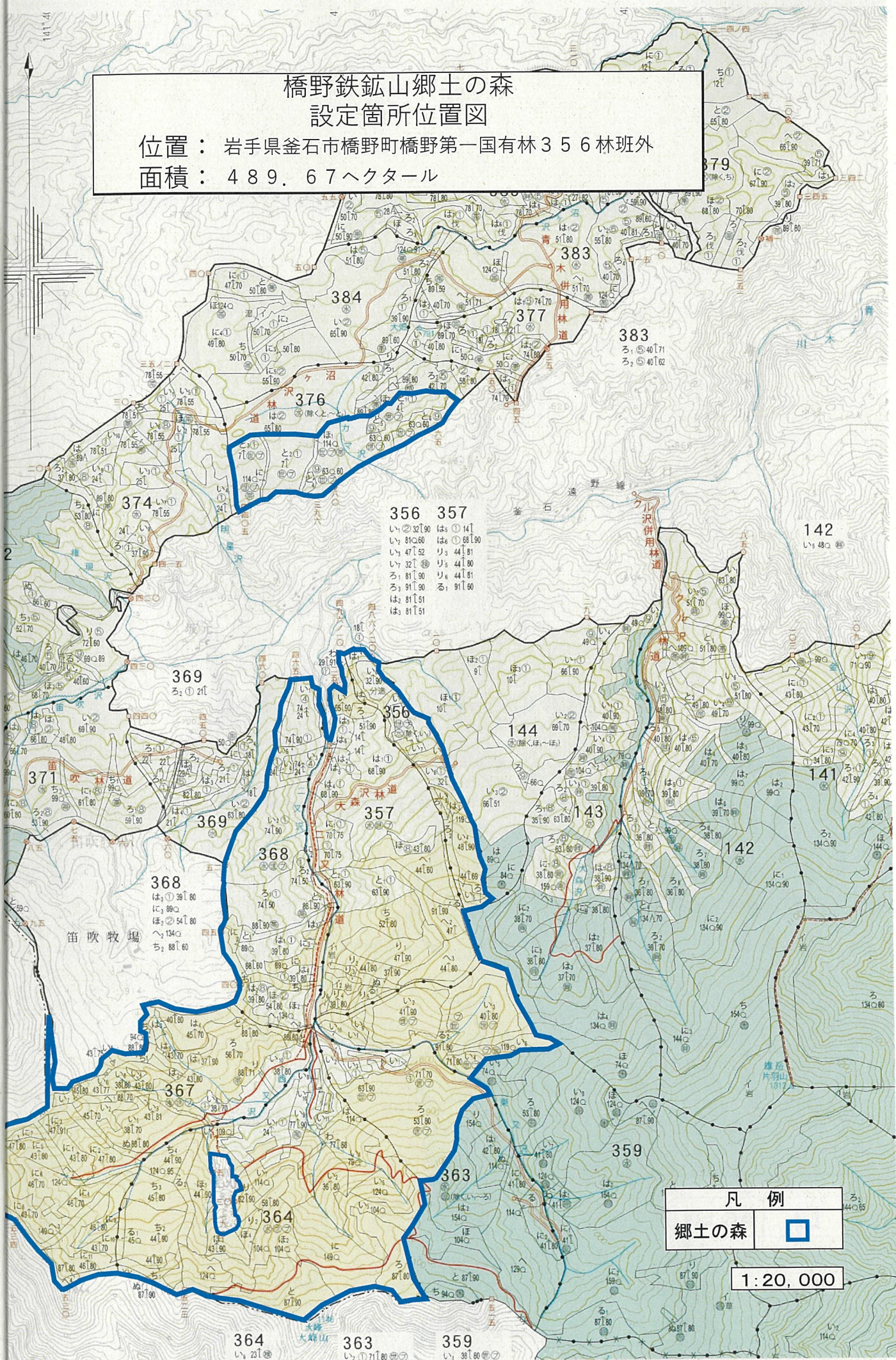
(その他)

第8条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議の上定めるものとする。

橋野鉄鉱山郷土の森 設定箇所位置図

位置： 岩手県釜石市橋野町橋野第一国有林356林班外

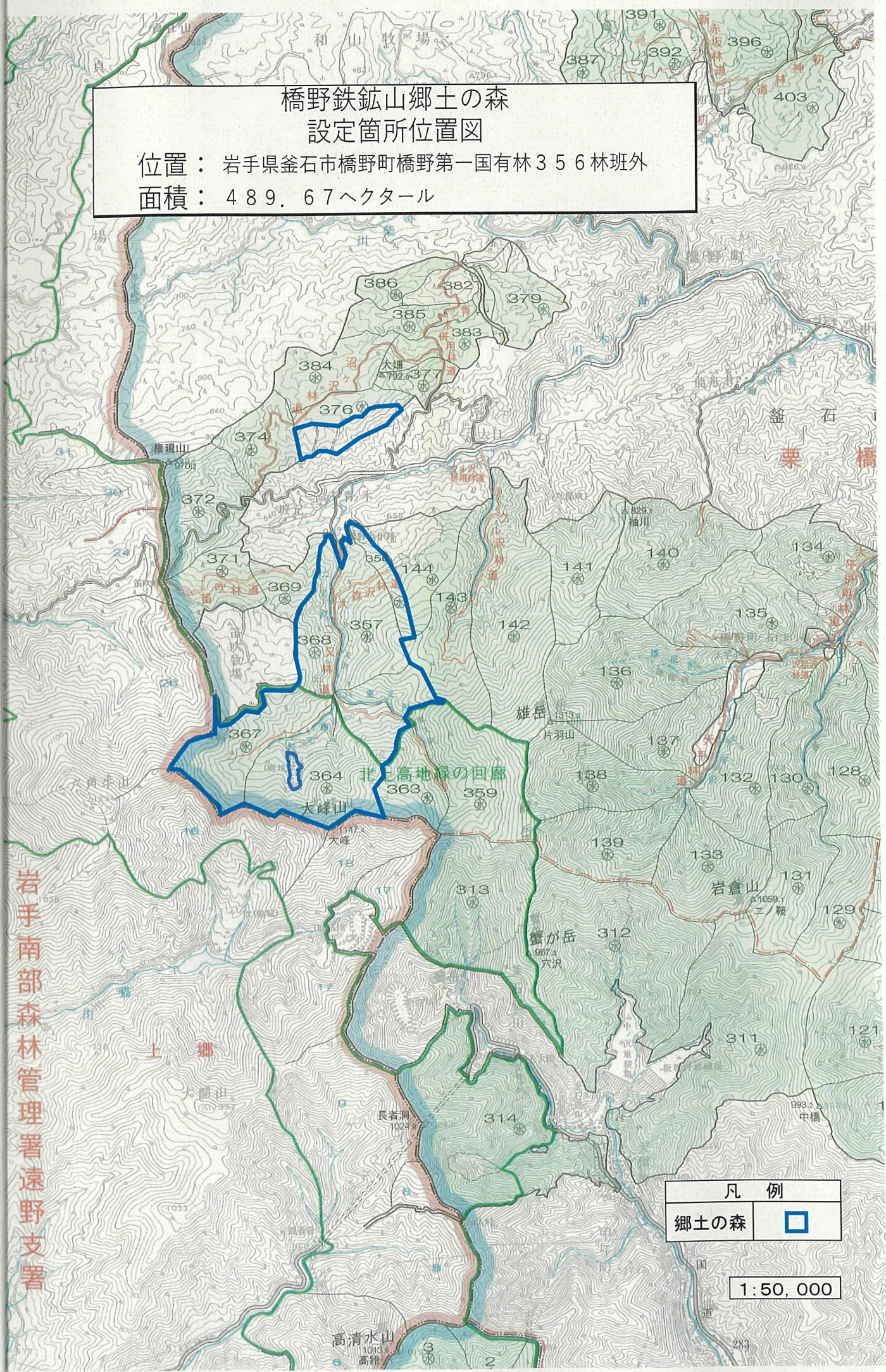
面積： 489.67ヘクタール



橋野鉄鉱山郷土の森 設定箇所位置図

位置： 岩手県釜石市橋野町橋野第一国有林356林班外

面積： 489.67ヘクタール



岩手南部森林管理署遠野支署

凡 例	
郷土の森	

1:50,000

